

公 告

次のとおり、条件付一般競争入札（事後審査型）を行います。

令和 8 年（2026 年）8 月 6 日

収支等命令者

佐賀県農業試験研究センター

所長 川崎 直樹

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名：農業大学校特定建物・建築設備定期点検業務委託
- (2) 履 行 内 容：別紙仕様書のとおり
- (3) 履 行 期 間：契約締結の日から令和 8 年（2026 年）12 月 28 日（月）
- (4) 履 行 場 所：佐賀市川副町南里 1088（佐賀県農業大学校内）

2 入札参加資格

- (1) 佐賀県建設業者施行能力等級表において、建築コンサルの部門（県内）に登録を受けている者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に

該当する者でないこと。

(6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札参加者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、「入札参加届」及び「営業概要書」を令和8年（2026年）8月28日（金）16時までに、4の(1)の場所へ持参又は郵送（8月28日（金）16時までに必着）してください。

提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

「入札参加届」を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記入した「入札辞退届」を書面で提出してください。

今回の委託業務に対する質問がある場合は、質問事項を別添「質問書（農業大学校特定建物・建築設備定期点検業務委託）」に記入し、令和8年（2026年）8月28

日（金）16 時までに、4 の(1)の電子メールアドレスへ送信してください。当所の
回答期限は令和 8 年（2026 年）9 月 3 日（木）16 時とします。

4 入札日時及び入札場所等

(1) 問い合わせ先

〒840-2205 佐賀市川副町南里 1088

佐賀県農業試験研究センター 総務課

TEL：0952-45-2141 FAX：0952-45-8801

Mail:nougyoushikensenta@pref.saga.lg.jp

(2) 入札書の提出場所等

(4)の場所に入札者が直接持参してください。

(3) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に 100 分の 110 を乗じて得た
額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をも
って落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であ
るか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する
金額を入札書に記載してください。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

令和 8 年（2026 年）9 月 10 日（木）10 時

佐賀県農業試験研究センター 小会議室

5 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

佐賀県財務規則（平成 4 年佐賀県規則第 35 号）第 103 条第 3 項第 2 号及び第
115 条第 3 項第 3 号の規定により免除します。

(2) 最低制限価格

佐賀県建設関連業務委託最低制限価格制度事務処理要領 4-(2) に基づき設定します。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とします。

ア 参加する資格のない者

イ 当該入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

オ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

カ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明確であるものを提出した者

キ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条により無効と認められるものを提出した者

ク 1 人で 2 以上の入札をした者

ケ 代理人でその資格のないもの

コ 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(4) 入札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札参加者の負担とします。

ア 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有している場合に落札者とします。

なお、入札の結果、最低制限価格を下回る価格で申し込みをした者がある場合は直ちにその者を失格とします。

イ 落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者の決定まで同様に繰り返します。

ウ 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとします。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。

エ 第1回目の開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度入札（第1回目を含め3回を限度）を行います。

(7) 提出書類

ア 必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

イ 提出された書類は返却しません。

(8) 当該入札に定めのない事項については、佐賀県財務規則の定めによるものとします。